

地方PFI事業の 拡大へ向け 建設会社の 「対話力」に期待する

みずほ総合研究所株式会社
社会・公共アドバイザー部
都市戦略・PPP担当部長

小宮 一真



Kazuma Komiya

PFI事業は地方を 中心に増加傾向

いわゆる「PFI法」が一九九九年に施行され二〇年余りが経過した。内閣府が昨年九月に公表した調査結果によると、一九九九年から二〇一八年度までの二〇年間に、PFI事業の件数は累計で七四〇件、契約金額は計六兆二、〇〇〇億円に達した。

事業実施主体の内訳を見ると、国による事業は全体の一割を超える程度で、八割以上は地方公共団体によるものだ。地方公共団体が実施主体の分野別では「教育と文化」（社会教育施設、文化施設など）が二〇七件で最も多く、「まちづくり」（公園、下水道、港湾施設、道路など）が一五一件で続く。

PFI事業数は、二〇〇八年のリーマンショック以降減少したが、二〇一五年度から増加に転じている。件数の増加は、国の政策支援が拡充されたことが大きく影響している。

一点目が、二〇一四年の民間資金等活用事業推進会議における「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の決定である。この

決定により、公共施設等運営権（コンセッション）、「公的不動産利活用」（PRE）などの事業類型が重点的に推進されることとなり、一〇年間の数値目標も示された。二点目が、PFI事業の優先的検討規定が定められたことである。国と人口二〇万人以上の地方公共団体は、一定規模以上の施設整備について、PPP/PFI手法の検討が求められることとなった。そして三点目が、地域関係者がPPP/PFIについて議論する「地域プラットフォーム」の組成が進められたことだ。

これらの取組みにより、二〇一九年度の事業数（七三件）は、PFI法制定以降の単年度の件数としては過去最多を記録するまで増加した。ただし、事業当たりの平均契約金額はやや低下していることから、地方都市の小型案件が増えていると考えられる。

公共サービスを取り巻く環境は、財政環境、公共施設の老朽化、人手不足などを考えると、依然として厳しい。このような環境下で良質な公共サービスを提供し、まちづくりに貢献できる仕組みとして、PFI事業は今後も重視されるだろう。

「競争原理の発揮」が課題

気になるのは、ここ数年の実施数が増加している半面、案件当たりの参加者数が少ないことだ。二〇一八年以降の二年間に募集されたPFI事業のうち、一グループ応札が最も多く、二グループ応札が続く。入札手続きの途中で応募者が辞退するケースも目立つ。

PFI事業は「性能発注」「長期継続契約」「競争原理の発揮」という三点セットで初めて、官民双方がメリットを最大に享受できると考えられている。このため、競争原理が十分に発揮できていないことは、PFI事業を実施する上での大きな

課題といえる。それでは、なぜ案件当たりの参加者数が少なくなっているのだろうか。

地方公共団体が入札公告時に公表する事業費の上限価格と民間事業者グループの希望価格とが折り合わず、民間側が応募を断念するケースが増えている。

地方公共団体は入札公告の一年以上前に、PFI事業の適否を判断する「PFI導入可能性調査」を実施する。この調査の際、事業費概算を検討するが、多くの地方公共団体は過去の類似事例をもとに物価上昇率などを加味して事業費を設定し、その後は事業費の増額見直しなどを行っていないのではないだろうか。建設費が比較的安定していればよいが、実態としては、建設費の実勢価格の上昇スピードが物価上昇率などの統計数字を上回っているように思う。

新型コロナウイルス感染拡大の影響は計り知れないが、昨年末まで大都市の建設需要は旺盛だし、台風など自然災害の対策需要も拡大

している。加えて働き方改革の影響により、工期が以前にも増して長期化する傾向にある。建設単価がすぐに落ち着くとの展望を持ちにくい状況にあるのだ。他方、建設費だけでなく、運営・維持管理費についても、昨年までは人手不足や雇用の非正規から正規へのシフトなどが、価格上昇に拍車を掛けている。しかしながら、新型コロナウイルスの影響で経済活動が停滞すれば人件費の下落も考えられる。価格の設定が難しくなる。

事業費に対する 早めの直接対話も一案

官民の価格に対する乖離を解消するためには、早めに双方が「対話」に取り組むことが大切と考える。

PFI事業の手続きでは、実施方針の公表から入札提案書の提出までの間に、官民が直接対話できる機会が二回程度設けられる場合が多い。そこで一案として、多くの地方公共団体が可能性調査で検討した

事業費について、その後の手続きで変更しにくい事情があるのならば、可能性調査の段階から複数の民間事業者を対象に価格設定に関する対話を行ってもよいのではないかと思う。例えば、民間事業者は地方公共団体の理解が得られるように合理的な価格設定の考え方を説明する一方、地方公共団体は事業費と要求水準の主要部分との整合などを確認し、事業費の見直し規定を検討するといった取組みである。

政府はこれからPFI事業を更に推進するため、人口二〇万人未満の地方公共団体でもPFI事業の事業化支援に力を注ぐ方針だ。このため取組み実績のない地方自治体でもPFI事業の検討が進んでいくだろう。

多くのPFI事業で建設会社が代表企業を担っている。地域経済の活性化を牽引しているケースも多い。建設会社が地方公共団体との意思疎通などで「対話力」を発揮し、PFI市場を牽引していくことを期待したい。